



令和 3 年 5 月 6 日

内閣府（防災担当）

「令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

令和 2 年 5 月 15 日から 7 月 31 日までの間の豪雨による激甚災害に適用している雇用保険法の求職者給付の支給に関する特例期間を半年間延長する政令が 4 月 27 日（火）に閣議決定され、本日（5 月 6 日（木））公布・施行されました。

I 政令の概要

令和 2 年 5 月 15 日から 7 月 31 日までの間の豪雨（令和 2 年 7 月豪雨を含む。）による激甚災害における、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条）について、本特例に基づく雇用保険の基本手当の受給者が未だおられることから、適用期間を半年間延長し、令和 3 年 11 月 14 日までとします。

○ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例の概要

災害を受け事業を休業した事業所の労働者に対し、当該労働者を離職したものとみなし、基本手当の支給をします。

II スケジュール

4 月 27 日（火） 閣議決定

5 月 6 日（木） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 松井、和嶋

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

政令第百五十号

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十五条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「令和三年五月十四日」を「令和三年十一月十四日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百五十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日） 第四条 第一条の激甚災害についての法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日は、<u>令和三年十一月十四日</u>とする。</p> | <p>（法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日） 第四条 第一条の激甚災害についての法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日は、<u>令和三年五月十四日</u>とする。</p> |

(第25条)雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

<雇用保険制度の概要>

- 雇用保険制度では、離職した被保険者について、求職活動をする間の生活の安定を図るために、失業している日について、基本手当を支給。
 - ※ 通常、一時離職の場合(再雇用が予定されている場合等)には、支給されない。
- 災害発生時には、災害救助法適用地域に所在する事業所が災害により休業したことにより、一時離職する被保険者については、事業再開後に再雇用が予定されている場合であっても基本手当を支給。



<激甚災害指定時の措置>

- 対象地域に所在する事業所が災害により休業したことにより、休業して賃金を受けることができない被保険者については、実際に離職していなくても基本手当を支給。

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。